

令和6年6月14日
高齢福祉部高齢福祉課

電気料金の支払い手続き遅延の発生について

1 事故の概要

- (1) 判明日 令和6年5月27日（月）
- (2) 相手方 東京電力エナジーパートナー株式会社
- (3) 事故内容 デイホーム上用賀の4月分の電気料金については、相手方が発行する払込票等を受領し、5月13日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが5月27日に判明した。

2 事故の対応

事故判明後、令和6年4月分請求額（113,265円）について、5月31日に相手方への支払いを完了した。支払期日を経過しても支払いを完了していない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10.0パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払うことになっており、5月14日から5月30日までの17日間についての遅延損害金の支払いを予定している。

3 事故発生の原因

当該施設のみ電気料金については、相手方が発行する払込票を受領し支払うことになっており、他施設の公共料金は口座振替で支払っていた。担当職員は4月に担当となったことから、当該施設も口座振替で引き落されているものと誤認し、支払い手続きを行わなかったところ、相手方からの督促通知により、支払いが行われていなかったことが判明した。

4 今後の再発防止

課内の職員全員に対して、金銭会計処理におけるミスの影響を十分認識し、確実な事務処理を行うようあらためて指示し、事務を行っている。

また、定例支払い業務の支払い状況チェックリストを作成して再発防止に努めるとともに、担当係長は業務状況の進捗管理を行い、あわせて複数職員でのダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。